

千葉県環境影響評価委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県環境影響評価委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定める。

(会議の傍聴)

第2条 委員会は、会議の傍聴を原則として認めるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部の傍聴を認めないことができる。

(1) 会議において貴重な生物の生息場所その他公開することが適当でない環境情報又は千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第8条各号に規定する非開示情報に該当する事項を含む案件に関し調査審議する場合

(2) 前号の場合のほか、傍聴を認めることにより公正かつ円滑な会議の運営が阻害されると認められる場合

2 会議当日、委員に配布する資料は傍聴人に配布しないものとする。

3 第1項ただし書の規定により傍聴を認めないこととするにあたっては、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が委員会に諮って決定するものとする。

4 傍聴を希望する者で、手話通訳、要約筆記、車いす等の配慮が必要な者は、原則として委員会開催の5日前までに委員会の事務局（千葉県環境生活部環境政策課をいう。以下同じ。）に申し出ることができる。

(事前の公表)

第3条 委員会の事務局は、会議の開催の前に、その日時、場所を公表するものとする。

(傍聴席)

第4条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けるものとする。

(傍聴人の決定等)

第5条 傍聴席の数は、会議の都度、委員長が会議室の収容人員等を考慮して定めるものとし、20席程度を目安とする。

2 委員会の事務局は、傍聴を希望する者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴を希望する者の数が第1項において定められた傍聴席の数以内である場合は全員を傍聴人とし、その数を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

(会場に入場できない者)

第6条 次の各号の一に該当する者は、会場に入場できない。

一 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

- 二 貼り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
 - 三 はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット、仮面の類を着用し、又は携帯している者
 - 四 拡声器、無線機、録音機、写真機、映写機、楽器の類を携帯している者（第8条の規定により、撮影又は録音することにつき委員長の許可を得た者を除く。）
 - 五 酒気を帯びていると認められる者
 - 六 その他会議の議事を妨害すると疑うに足りる明らかな事実があると認められる者
- 2 委員長は、傍聴人が前項各号に規定する事実があると認められるときは、その者の入場を拒絶することができる。

（傍聴人の遵守事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席においては、静粛にし、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 会場における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 二 騒ぎ立てるなどをして議事を妨害しないこと。
- 三 はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット、仮面の類を着用し、又は貼り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- 四 飲食し、又は喫煙しないこと。
- 五 みだりに席を離れないこと。
- 六 その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真の撮影等の禁止）

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録画又は録音等をしてはならない、ただし、特に委員長の許可を得た場合はこの限りでない。

2 傍聴人は発言できないものとする。

（秩序維持）

第9条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に会議室の秩序を乱し、又は調査審議の妨げとなるような行為をしないよう注意するなど必要な指示をし、又は委員会の事務局の職員に指示させることができる。

2 委員長は、前項の指示をし、又は委員会の事務局の職員に指示させたにもかかわらず会議の運営が困難であると認めるときは、傍聴人を退室させることができる。

（部会への準用）

第10条 第2条から第9条までの規定は、委員会に必要により設けられる部会について準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（実施細目）

第11条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から施行する。